

## 7 . 公共的施設の統合整備と適正配置

教育・福祉・文化・スポーツ等の各種公共施設の統合整備と適正配置については、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう、利便性や地域の実情、さらには財政事情を考慮しながら検討していくことを基本とします。

なお、合併に伴う旧役場庁舎等については、住民サービスの低下を招かないよう十分配慮し、必要な機能の整備を図ります。